

長期的な気候安定化を目指した取組の強化・拡充に関する決議

参議院環境委員会

平成十八年六月十五日

地球の平均温度は、既に産業革命前と比べて二〇〇〇年に〇・六℃上昇しており、ハリケーンや大型台風の猛威、集中豪雨、海面上昇や高潮被害、熱波、感染症の拡大、砂漠化、生態系の異変など地球温暖化による影響が顕著になりつつあり、事態は深刻である。

我が国においては、地球温暖化対策推進法の三度目の改正が行われ、一段と強化されつつあるが、一方、国際的には、二〇〇七年にIPCC第四次報告があり、さらに二〇〇八年にはG8日本サミットが開催されるなど、日本の役割はますます高まっており、気候変動枠組条約の究極の目的を達成するための研究及び諸政策の緊急性を再確認することである。

EUは首脳会議において地球の平均表面温度の上昇を産業革命以前に比べ二℃を超えるべきではないとしている。政府は、超長期的視点からの抑制目標について機敏な情報収集と精査を行い、できる限り早期に一定の見解を示すことが期待されていることを認識し、と同時に二〇五〇年の将来像から現在の対策を考える政策研究等の展開により、有益な情報を得ること、さらに関連の国内対策についての検討に努めることである。

我々、現世代、特に議会人は、列国議会同盟（IPU）の決議「環境管理及び地球環境悪化との闘いにおける議会の役割」を認識し、持続可能な社会形成に取り組みつつ、かけがえのない地球を将来世代に譲り渡すことができるように行動しなければならない。

右決議する。